

R7年度‘奈乃華’生産拡大支援事業に係るQ & A

Q 1 団体の構成員数が3名以上で、‘奈乃華’生産拡大に取り組む生産者が3名未満の場合には申請可能か？

A 1 可能。本事業をきっかけに取組生産者が増加することを期待。

Q 2 既に全ての圃場を‘奈乃華’に転換している場合は補助を受けられないのか？

A 2 本交付金はあくまで生産拡大についてのものなので、過去に拡大したものは対象とならない。

Q 3 前々年度と比べて前年度に‘奈乃華’の作付面積が減少している場合、どの時点と比較した拡大面積が補助対象となるのか？

A 3 前年度と比較した拡大面積を補助対象とする。

Q 4 1aあたりの株数が異なっても定額か？

A 4 1aあたり500株以上の作付けが必須。それを下回る場合は交付対象外。

Q 5 ‘奈乃華’作付面積の算出方法は？

A 5 ハウス全体に作付けする場合は、当該ハウスの面積（間口×奥行）を作付面積とみなす。ハウスの一部分に定植する場合は当該ハウスの面積のうち、‘奈乃華’が定植されている割合（株数、畝数、条数等）に基づいて算出する。

例) 5aのハウスで2条植の畝が5畝あり、1畝に奈乃華を定植・・・1a

5aのハウスで2条植の畝が4畝+両サイドが1条植となっていて、ハウスサイド1条分に奈乃華を定植・・・0.5a

Q 6 1a未満の面積の扱いは？

A 6 補助金の交付は生産者ごとに1a未満切り捨て。

交付申請時に生産者ごと、圃場ごとに面積を0.1a単位で報告して貰い、各生産者の合計増加面積で1a未満を切り捨てる。ただし、前年の作付が出荷を伴わない自家消費レベルの試作であれば0aとみなして問題ない。

例) 1.2aから3aに増加した場合(1.8a増)・・・交付対象面積1a

1.2aから3.2aに増加した場合(2.0a増)・・・交付対象面積2a

0.07a(50株)から1.0aに増加した場合・・・交付対象面積1a

Q 7 販売先がばらばらでも良いのか？

A 7 生産拡大支援が目的であるため、販売先は指定しない。軒先直売も対象。

Q 8 R8年度以降も事業は実施されるのか？

A 8 本事業はR7年度で終了予定。

Q 9 前年度に事業を実施している場合、2年目も補助を受けられるのか？

A 9 前年度に比べて1a以上拡大した生産者の分は補助対象とする。

団体として生産拡大に取り組む事業であることから、団体の合計面積が1年目から2年目にかけて増加することが望ましいが、減少する場合も申請は可とする（本事業はあくまで単年度事業）。

なお、補助金交付要綱の別表に記載の「全ての生産者が～1a以上増加させること」における「全ての取組生産者」とは、当該年度に補助事業（面積拡大）に取り組む生産者を指す。

Q 10 団体として前年度に引き続き今年度も事業を実施する場合において、前年度は補助事業（面積拡大）に取り組んだが今年度は取り組まない生産者についても、事業申請時の「‘奈乃華’生産拡大支援事業補助金の申請に関する誓約・同意書」や交付申請時の「‘奈乃華’生産圃場申告書」の提出は必要か？

A 10 不要。今年度、補助事業（面積拡大）に取り組む生産者のみ提出を求める。

Q 11 前年度に事業を実施していないが、今年度から実施することは可能か？

A 11 可能。

Q 12 営農地が離れていても（市町村をまたがっていても）良いのか？

A 12 可能。所属する団体での申請となる。

Q 13 公募時（‘奈乃華’生産拡大支援事業申請書提出時）にR~~6~~7年度の‘奈乃華’作付面積が未確定の場合は？

A 13 基本的には、確実に‘奈乃華’を定植する面積を事業申請書に記載し、交付申請時に提出する計画書にもこの面積を記載すること。この面積に基づいて交付単価を決定し、割当内示を行う。

やむを得ない事情により、当初計画した面積を定植できず、団体として交付対象面積が減少する場合は、必ず10月末日までに事業補助金変更承認申請書を提出すること（面積が減少した生産者の奈乃華生産圃場申告書も再提出が必要）。これに基づいて、交付単価の上方修正を行い、11月末日までに全申請団体に対して変更割当内示を行う。合計面積が25aを超えると、申請面積が多いほど交付単価が低下する。このため、交付対象面積が減少しているにも関わらず、10月末日までに事業補助金変更承認申請書が提出されない場合は、全ての団体で交付金額が本来交付されるはずの金額よりも少なくなることに留意（例2）。

なお、実際の拡大面積が事業申請書に記載の拡大面積より大きくなった場合は、交付単価及び割当内示額の変更は行わない。当該団体に対する補助金は事業申請書に記載の拡大面積分しか交付されないことに留意（例4）。

例1) 3団体とも公募時の申請どおりに拡大した場合（計画・実績25a）

申請団体	事業申請書の拡大面積 (a)	交付単価 (円/a)	実際の 拡大面積 (a)	交付される 補助金額 (円)
A	5	50,000	5	250,000
B	10	50,000	10	500,000
C	10	50,000	10	500,000
合計	25	50,000	25	1,250,000

例2) 3団体中1団体が公募時に過大に申請して実績が申請面積を下回り、
事業補助金変更承認申請書も提出しなかった場合（計画40a→実績25a）

申請団体	事業申請書の拡大面積 (a)	交付単価 (円/a)	実際の 拡大面積 (a)	交付される 補助金額 (円)	変更承認申請を提出した場合の交付金額 (円)
A	5	31,200	5	156,000	250,000
B	10	31,200	10	312,000	500,000
C	25	31,200	10	312,000	500,000
合計	40	31,200	25	780,000	1,250,000

例3) 3団体とも公募時に実際の拡大面積を申請した場合（計画・実績40a）

申請団体	事業申請書の拡大面積 (a)	交付単価 (円/a)	実際の 拡大面積 (a)	交付される 補助金額 (円)
A	5	31,200	5	156,000
B	10	31,200	10	312,000
C	25	31,200	25	780,000
合計	40	31,200	40	1,248,000

例4) 3団体中1団体が申請よりも大きく拡大した場合（計画25a→実績40a）

申請団体	事業申請書の拡大面積 (a)	交付単価 (円/a)	実際の 拡大面積 (a)	交付される 補助金額 (円)
A	5	50,000	5	250,000
B	10	50,000	10	500,000
C	10	50,000	25	500,000
合計	25	50,000	40	1,250,000

A14 変更割当内示が提示された場合、自団体に作付面積の変更がない場合でも、変更された新たな交付単価及び補助金額に基づいて、速やかに事業補助金変更承認申請書を提出すること。

Q15 事業実施前年度の‘奈乃華’作付面積の確認方法

A15 R6年9月からR7年5月に各農林（農業）振興事務所が行った聞き取り調査の結果に照らし合わせて確認する。ただし、前年度に同事業を実施した圃場については、前年度の完了検査の結果をもって確認に代える。

Q16 事業実施年度の‘奈乃華’作付面積の確認方法

A16 計画申請時に提出された圃場申告書に基づいて、実績報告後、2月中を目処に県が原則全ての申告圃場について現地確認を行う。必要に応じて生産者本人の立ち会いを求める。

Q17 作付けしたが、栽培を継続できなくなった。

A17 補助金の額（実績報告書提出後の現地検査（完了検査）後に決定）の決定前であれば、交付対象外とする。額の決定後であれば支払後返還を求めない。

Q18 補助金の支払いは、個人口座への振り込みは可能か？

A18 個人には支払うことはできない。団体の代表口座に入金。振込後、実績報告面積に応じて団体内で分配してもらうことになる。

Q19 概算払いは可能か？

A19 概算払いは認めない。